

オムニバスII指令書に関する 議長譲歩案



2011年4月

オムニバスIIに関する議長譲歩案の公表により、
ソルベンシーII実施時の状況・構造がますます不確実に。

はじめに

2011年3月28日、欧州閣僚理事会（Council of the European Union）は、オムニバスII指令書に関する議長譲歩案を公表しました。これは、今年1月に欧州委員会が発行したオムニバスII原案を改訂するものです。原案では、リスボン条約を踏まえたソルベンシーII指令書に対する多くの調整を提案し、移行措置が適用される可能性のある分野の詳細を含め、ソルベンシーII実施日の2か月延期を提案していました。

アップデートされた内容では、「委任法」による手続きを確認することで、レベル2規則が適用される方法の構造的変更と、移行措置に関する全体のスケジュールがそのまま引き継がれています。また、欧州証券機構（ESMA）および欧州保険年金監督機構（EIOPA）それぞれによる規制および実施のための技術的基準案の欧州委員会への提出期限を明確に設定しています。これらの技術的基準は、規則の「整合的調和と一律の適用」を確実にするため、レベル2の要件を補足することを意図しています。しかし、基準案提出のスケジュール案では、想定以上に大幅に長期化した側面があります。

ミリマンでは、ドラフト版指令書の理解に役立つよう、変更点をはじめとする内容と、保険会社およびソルベンシーII全般にとってこれらの提案が意味すると思われる内容の簡単な分析を本紙にまとめました。

概要

新たな提案では、2011年12月31日までに提出するはずだった技術的基準の大半が、2012年12月31日まで延期となり、残りの基準は、2014年、2015年または2017年まで入手できないでしょう。それにもかかわらず、議長譲歩案では、ソルベンシーIIの実施日を2013年1月1日のままとしており、実施日直前まで、また場合によっては新規導入後5年を待たないと技術的基準のドラフトが固まらない場合、保険会社はどのように新規則を確実に遵守していくのかという疑問が生じ

ます。

改訂後の文面は、加盟国がオムニバスII指令書に規定されたガイドラインをどのように移行措置に結び付けるかを示した法律体系（すなわち、指令書が実際にどのように各国の法令に採択される仕組みか）を描き公表するよう勧めています。

この文面では、ドラフト版技術的基準のみを提出日までに提出することを求めている、指定した全般的な移行期間を除き、欧州委員会によるソルベンシーII規則への最終基準採択日までのスケジュールを提示しているわけではないことにご注意ください。

こうしたことから、少なくともオムニバスIIの文面で認められた重要な移行措置のいくつかは、保険会社がソルベンシーII規則に採択される技術的基準の追加要件を織り込むためにも必要となることは明らかであると思われる。

技術的基準に関するスケジュール

今回の最新版オムニバスIIの文面では、技術的基準は純粹に技術面のみに適用すべきであり、また、過度に複雑な規則および施行を避けながらも単一の調和した規則を構築するために意味がありかつ効果的に寄与する分野に限定すべきであるとしています。こうしたことから、技術的基準は、以下に示した通り、ソルベンシーIIの重要な分野のほとんどを想定しています。

2012年12月31日締切予定のドラフト版技術的基準：

- 監督目的で提供される情報

- 単独およびグループのSFCR¹で開示される情報
 - 資産・負債の評価にIFRSと整合的な手法を適用
 - 簡便手法により、ベストエスティメイトを算出する手法、適切なリスクフリー金利を決定する手法、技術的準備金を計算する手法の適用
 - 自己資本に算入する項目の区分と制限
 - 損害保険巨大災害リスクのサブモジュールの計算に用いる手法、前提条件、標準パラメータ
 - 部分的内部モデルによる結果をSCR標準フォーミュラに統合するためのアプローチ
- 以下に関する内部モデル使用のための基準の適用：
 - 使用テスト
 - 統計品質基準
 - キャリブレーションの基準
 - 損益要因
 - 検証基準
 - 文書化基準
 - 外部のモデルとデータ

2014年12月31日締切予定のドラフト版技術的基準：

- 監督官集団の機能化

2015年12月31日締切予定のドラフト版技術的基準：

- IFRS遵守を達成するための資産・負債の代替的評価手法の使用
- 技術的準備金の計算
- カウンターパーティー・デフォルトの調整のための計算手法
- 損害保険巨大災害リスクのサブモジュール計算関連の更なる案件
- 部分的内部モデルの対象範囲

2017年12月31日締切予定のドラフト版技術的基準：

- 開示のためのテンプレート及び構造
- 追加資本の設定、計算、除外
- 以下を含む内部モデル関連の数多くの分野：
 - 内部モデルの承認およびその後の大きな変更に関する手続き

本修正版の文面に入っている提出日の大幅な延期により、2013年初めのソルベンシーII施行開始までに技術的基準が最終確定される可能性は、あったとしてもその数は限られます。

その結果、実施日に向けて保険会社が目指すべき規制内容は、現時点では不透明です。可能性としては、欧州委員会が委任法手続きを利用して現行のドラフト版レベル2文面に似たフレームワークを提供するということです。一方、現行ドラフト版にある実施措置の文面の多くの分野に関して大きな懸念が上がっており、そのため最終版レベル2の文面は大幅に修正されそうです。移行期間を設ける目的は、保険会社がソルベンシーIからソルベンシーIIへの移行を計画できるようにするためであり、現時点でしっかり定義された開始時も終了時もわからないのでは満足とはなりません。

特に、現在内部モデルを開発中の保険会社は、承認に必要な手続きおよび基準を取り巻く最終版ガイダンスと規則が入手できるまでに5年もの遅れが出る可能性があるということで心配しているものと思われます。

¹ ソルベンシーおよび財務状況報告書

まとめおよび分析

オムニバスII指令書に関する議長議案は、ソルベンシーIIレベル1 指令書に対して様々な変更を規定した元のオムニバスIIの文面に多くの改訂を提案しています。

欧州委員会にドラフト版技術的基準を提出しなくてはならない期日についての多大な変更が提案されました。改訂後の内容は、2011年12月31日が提出の締め切りとなっていた技術的基準の大部分が、2012年12月31日までは提出されないことになり、残りの基準は2014年、2015年または年2017年まで完成しません。しかし、実施日は、2013年1月1日のままになっているため、保険会社は、最終版ガイドラインの公表を待たずにソルベンシーII規制に移行しなくてはならない模様です。

さらに、現在2012年1月に予定されているオムニバスIIの文面の承認は、レベル2の内容が確定する前に求められるため、ソルベンシーIIが公表される前に保険会社が入手できる最終版ガイドラインの水準に関して深刻な疑念があります。

ターゲットとなっている制度に関する不確実性は、保険会社が適切にソルベンシーII実施計画を設計することをますます困難にし、ソルベンシーIIが目指す市場間の調和と整合しないと考えられます。

ミリマンについて

ミリマンは、世界でも有数の独立系数理コンサルティング会社です。1947年にシアトル（米国）で設立され、現在は米国および海外の54の主要都市にオフィスを構え、2,500名以上の職員が働いています。

www.milliman.com

ヨーロッパにおけるミリマンの拠点

ミリマンは、ヨーロッパにおいて強力なプレゼンスを確立しており、現在、アムステルダム、ブカレスト、ダブリン、ロンドン、マドリッド、ミラノ、ミュンヘン、パリ、ワルシャワ、チューリッヒの各オフィスから200名以上のコンサルタントがお客様のサポートをしています。

www.milliman.co.uk



連絡先

本紙またはソルベンシーIIに関するご質問、ご意見等ございましたら、下記コンサルタント、またはお近くのミリマンのコンサルタントまでご連絡ください。

William Coatesworth
william.coatesworth@milliman.com
+44 20 7847 1655

John McKenzie
john.mckenzie@milliman.com
+44 20 7847 1531

Neil Cantle
neil.cantle@milliman.com
+44 20 7847 1537

ミリマンは、ここに示した情報を認証したわけでも、その正確性、完全性を保証したわけでもありません。当該情報は、読者自身の判断でご利用いただくものであり、その正確性、完全性に関する独立したレビューをせずに依存すべきものではありません。また、ここに掲載されている内容は、ミリマンの同意なしに複製することはできません。